

完了実績報告の提出期限についてのお知らせ(当初予算: I 期・II 期) 令和3年度地域型グリーン化事業

- 対象住宅：I 期・II 期で交付申請をしている物件
※補正予算・追加予算の物件については、このお知らせの対象ではありません。
- 従来の実績報告提出期限
延長の手続きを実施することにより、令和4年7月31日(日)迄の実績報告提出期限が、事業完了日を元に、実績報告提出期限の延期が認められます。
※補正予算・追加予算についての実績報告期限は、令和4年9月30日(金)迄となり現時点で変更はありません。
- 延長手続き後の実績報告提出期限

事業完了日		R3当初予算：I 期・II 期
		実績報告提出期限
①	7月31日迄	7月31日(日) 迄
②	8月1日 ～ 8月31日迄	8月31日(水) 迄
③	9月1日 ～ 9月30日迄	9月30日(金) 迄
《重要》 事業完了の定義		請負 工事が完成し、工事請負契約に基づく工事費全額が精算された時点。 売買 工事が完成し、売買契約に基づく費用全額が精算された時点。 ※売買契約の場合、8月31日の時点で売買契約が締結されている住宅に限り延長可能 事業完了日は、工事完成日・全額精算日のどちらか遅い方となります。 ※「工事が完成した時点」は次のとおり判断いたします。 ○確認申請が必要な地域：検査済証の交付日 ○確認申請が不要な地域：提出される書類に応じて次のとおりとします。 ・住宅瑕疵担保責任保険 保険証券または保険付保証明書 保険期間の開始日 ・建設住宅性能評価書 建設住宅性能評価書の交付日 ・建物の不動産登記の現在事項証明書 保存登記日

《重要事項》

- ① 「事業完了の定義」をもとに事業完了日を確認ください。
- ② 事業完了日をもとに提出期限を厳守おねがいします。
提出期限のぎりぎりではなく、ゆとりをもっての実績報告の提出のご協力をお願いします。
原則、一式をまとめた提出が望ましいですが、期限間近となる必要書類がある場合は、準備できた書類から順にご提出ください。随時確認致します。
- ③ 令和4年7月31日までに事業完了している案件は延長の対象となりません
- ④ 売買契約の場合、8月31日の時点で売買契約が締結されている住宅に限り延長可能です。
- ⑤ 実績報告提出が期限内に届いたものであっても、内容が整っていない場合や事業完了の1カ月の日を過ぎて実績報告があった場合は、補助金の中止となりますので事前にご了承をお願いします。
- ⑥ 令和4年9月30日までに事業完了の見込みがない物件については、補助金申請の中止をお願いします。
- ⑦ このお知らせで示す日付は、遵守してください。一切の猶予はございません。